

分科会報告

I 「通知表と『内申書』」

市民運動に新しい課題

片岡 弘

(一)

問題の所在を、教育実践を教育評価の「関係のあり方」を問い直すところから考えてみたい。深沢広明さん(新潟大学)はそう前置きして問題を提起しました。要旨は、①教育実践におけるテストの本来的な意義と「偏差値体制」がもたらす現実の緒問題、②学力保障と「通知表」の改革問題、③子どもと親に重くのしかかる「内申書」↓「見えない」支配からの自由としての情報公開運動の可能性についてです。

(二)

提出されたレポートは、▽「指導要録・調査書(内申書)は子どもの全体像を把握できず前面発達を妨げる」(長谷川正也)▽「猿橋中学校」▽「高校入試」での調査書(内申書)の扱いと、高校における評価(通知書)・指導要録・調査書」(三ツ井富士夫)▽「江南高校」▽「成績評価への親の疑問」(広瀬喜代子)主編)の三本です。

長谷川さんは報告のなかで、中学校の指導要録と高校入試用調査書の雛型を示し、特に「行動及び性格の記録」欄がもつ問題点を指摘しました。

三ツ井さんは、入学者選抜の実際に対応しての内申書のもつ矛盾や問題点、「非公開制」が生徒に与えている心理的影響などについて報告しました。

広瀬さんは、「学習や行動の記録」の評定基準への疑問、「内申書」が子ども管理の手段になってはいはしないかという親たちの懸念を紹介しながら、一五の春を泣かせたくない切実な親の思いを訴えました。

(三)

当初予定していた小学校からの報告が、報告者のやむを得ない事情で割愛されたこともあって、話題は高校入試の「内申書」問題に集中しました。

教師にとって、一〇段階評価への割り振りと「行動・性格の記録」の記入はまさに「気の重い」作業であり、それが本人にも知らされないという運用の現実に関わりの疑念はつづります。

調査書(内申書)と指導要録は学校教育法施行規則にその法的根拠がありますが法令には内容・様式の規則はなく、各県教育委員会は文部省が示した基準に従っているだけなのです。具体的に何が問題なのかを明らかにし、教育委員会に様式の改善と内容(情報)の公開を求める市民運動の展開がこれからの課題です。また、「教育骨格フォーラム」の主要なテーマにもなりうるでしょう。

分科会の参加者一六人、内主婦四人、中・高教員六人、司会は阿部好策さん(新潟大学)が担当しました。

(県民教育研究所所員)